

54. 05

**色彩のみからなる商標の出願における
色見本帳についての取扱い**

色彩のみからなる商標の出願において、商標の詳細な説明に色見本帳の番号を記載する場合には、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳のみ認めることとする。

(説明)

色彩のみからなる商標の出願における色彩の特定にあたっては、商標の詳細な説明に表色系^{*}による記載をするほか、色見本帳のコードや番号等による記載をすることも可能である。

しかしながら、商標の詳細な説明の記載は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならず、第三者が見た場合にいかなる色彩であるかが明らかになっている必要があるため、特定の者が独自に作成し、専ら自己の商品又は役務に使用するような色見本帳は適当ではなく、広く流通している色見本帳、あるいは、指定商品又は指定役務の属する取引業界において一般的に使用される色見本帳である必要がある。

※表色系：一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)